

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本務第432号
令和2年3月12日
宮城県警察本部長

警察施設整備計画審議委員会設置要綱の一部改正について（通達）

警察施設整備計画審議委員会については、「警察施設整備計画審議委員会設置要綱の一部改正について（通達）」（平成29年3月17日付け宮本務第518号）により運用してきたところであるが、令和2年度宮城県警察組織機構改編に伴い、警察施設整備計画審議委員会設置要綱の一部を別添のとおり改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

警察施設整備計画審議委員会・幹事会及び警察施設整備計画審議委員会・調査会の構成員について、「警務課総合企画室長」を「警務課企画官」に改めた。

2 施行期日

令和2年4月1日

別添

警察施設整備計画審議委員会設置要綱

1 趣旨

この要綱は、警察施設整備計画審議委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

2 設置

警察施設（警察署、交番及び駐在所を含む全ての警察施設をいう。以下同じ。）に関する調査及び審議を行い、中・長期的かつ総合的な整備計画を策定するため、警察本部に委員会を設置する。

3 任務

委員会は、次に掲げる事項について、調査及び審議を行う。

- (1) 警察施設整備計画の策定に関すること。
- (2) 警察施設の設置、統廃合及び移転に関すること。
- (3) 管轄区域及び受持区域の見直しに関すること。
- (4) その他警察施設について、委員長が必要と認めた事項に関すること。

4 組織

- (1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- (2) 委員長は、委員会の事務を統括し、委員会を代表する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。

5 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、主宰する。
- (2) 委員長は、委員会が行う調査及び審議に、東北管区警察局宮城県情報通信部長の出席を求める。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会が行う調査及び審議への出席を求めることができる。

6 幹事会

- (1) 委員会に幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、委員会に付すべき事項についてあらかじめ検討するほか、委員長の指示する事項を処理する。
- (3) 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成し、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- (4) 幹事長及び副幹事長の職務並びに幹事会の運営については、前記4-(2)及び(3)並びに5の規定を準用する。この場合において、前記5-(2)中「委員長」とあるのは「幹事長」と、「委員会」とあるのは「幹事会」と、「東北管区警察局宮城県情報通信部長」とあるのは「東北管区警察局宮城県情報通信部通信庶務課長」とする。

と読み替えるものとする。

7 調査会

- (1) 幹事会に調査会を置く。
- (2) 調査会は、幹事会に付すべき事項についてあらかじめ検討するほか、幹事長の指示する事項を処理する。
- (3) 調査会は、会長、副会長、調査委員及び調査員で構成し、それぞれ別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- (4) 会長及び副会長の職務並びに調査会の運営については、前記4-(2)及び(3)並びに5の規定を準用する。この場合において、前記5-(2)中「委員長」とあるのは「会長」と、「委員会」とあるのは「調査会」と、「東北管区警察局宮城県情報通信部長」とあるのは「東北管区警察局宮城県情報通信部機動通信課機動通信指導専門官」と読み替えるものとする。

8 庶務

委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

別表第1

警 察 施 設 整 備 計 画 審 議 委 員 会	
委 員 長	警察本部長
副委員長	警務部長
委 員	総務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長、仙台市警察部長、組織犯罪対策局長、首席監察官、サイバーセキュリティ統括官、総務課長、会計課長、装備施設課長及び警務課長並びに委員長が指名する者

別表第2

警 察 施 設 整 備 計 画 審 議 委 員 会 ・ 幹 事 会	
幹 事 長	警務部長
副幹事長	警務課長
幹 事	総務課長、会計課長、装備施設課長、生活安全企画課長、地域課長、刑事総務課長、組織犯罪対策課長、交通企画課長、公安課長、仙台市警察部庶務課長、警務課企画官及び警察学校副校長並びに幹事長が指名する者

別表第3

警 察 施 設 整 備 計 画 審 議 委 員 会 ・ 調 査 会	
会 長	警務課長
副 会 長	警務課企画官
調査委員	総務課管理官、警務課管理官、生活安全企画課管理官、地域課管理官、刑事総務課管理官、組織犯罪対策課管理官、交通企画課管理官、公安課管理官、警察学校副校長、仙台市警察部庶務課管理官、会計課会計調査官及び装備施設課施設調査官並びに会長が指名する者
調 査 員	調査委員が所属する課等の課長補佐